

産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領（改正案）

（趣旨）

第1条 この要領は、産業廃棄物処理業許可等事務処理要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく事項を、統一的に適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この要領における用語の意義は、要綱第2条の例によるものとする。

（事前相談）

第3条 要綱第6条の規定に基づく事前相談は、次により行うものとする。

- (1) 所長は、事業計画者からの相談内容が要綱第7条第1項各号に係るものであると認めるときは、産業廃棄物処理業許可等相談票（様式第1号）（以下「相談票」という。）を速やかに提出するよう指導するものとする。
- (2) 所長は、事業計画者から相談票の提出を受けたときは、当該相談票に基づく聞き取り調査を実施し、事業計画の概要と実現性の把握に努めるものとする。なお、所長は必要と認めるときは、事業計画者に資料等の提出を求めることができる。
- (3) 所長は、前号の調査の結果、当該事業計画が次に該当するものについては、速やかに当該事業計画の施設に係る関係法令を所管する所属及び当該施設の所在地又は計画地を管轄する市町村（以下「管轄市町村」という。）へ情報提供を行うものとする。ただし、工事現場に設置する移動式中間処理施設のみにより行う事業に係るものを除く。

ア 要綱第7条第1項第1号から第4号に掲げるもの

イ 要綱第7条第1項第5号に掲げるものであって、その変更の内容が次のいずれかに該当するもの

(ア) 処理能力が増加するもの

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第12条の8第3号に該当するもの（規則第11条第2項第5号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるものに限る。）

(ウ) 規則第12条の8第5号に該当するもの（規則第11条第3項第1号に掲げる数値の変更に限る。（周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。））

ウ 要綱7条第1項第6号ア又はイ（変更後の能力の増加を伴うものに限る。）に掲げるもの

（事前調整）

第4条 要綱第7条の規定に基づく事前調整は、次により行うものとする。

- (1) 所長は、事前調整に当たっては、事業計画者に、事前に事業予定計画書（様式第2号）及び附属書類（以下「事業予定計画書等」という。）の提出を指導するものとする。なお、所長は必要に応じ、事業計画者に対し、附属書類を省略させ、又は書類の追加を求めることができる。
- (2) 所長は、事業計画者から事業予定計画書等の提出を受けたときは、速やかに形式要件の確認を行い、形式要件に適合する場合は当該事業予定計画書を収受し事前調整を開始するものとする。なお、当該要件に適合しないと認められたときは、当該事業予定計画書等を返却するものとする。
- (3) 所長は、事業予定計画書等（前号に基づく訂正の指示をしたものにあつては訂正済の事業予定計画書等）の審査及び事業計画者からの聴取並びに現地確認に基づき、当該事業計画について、次に掲げることへの適合性並びに要綱第8条に係る周知等の状況を確認するものとする。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に適合すること。
 - イ 「神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針」に適合すること。
 - ウ 「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替・保管施設に係る指導指針」に適合すること。
 - エ 当該事業計画が要綱第7条第1項第4号又は第5号に該当する場合にあつては、生活環境影響調査の実施計画又は調査が終了した後にあつてはその実施内容が「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」に適合すること。

オ 関係法令に係る許認可の取得等の証明（見込みがあると判断される場合を含む。）ができること。

(4) 所長は、前項に基づく審査等の過程において必要と認めるときは、事業計画者に対し、当該事業計画の変更等を指導し、又は提出を受けた関係書類の訂正等を指示することができる。

この場合において、事業計画者への指導又は指示（以下「指導等」という。）は、原則として文書をもって行うものとする。

(5) 事業計画者は、前号に係る指導等を受けた場合は、措置状況等の報告を原則として文書をもって所長に行うものとする。なお、関係書類の訂正等の指示に対しては、訂正済の書類の提出をもって代えることができるものとする。また、所長は、訂正前の関係書類は別途保存するものとする。

(6) 所長は、第3号に基づく審査等の結果、当該事業計画及び周知等の状況が適正なもの認められたときは、次に掲げる手続を行うものとする。

ア 要綱第7条第1項第2号及び第3号に係る事業計画（工事現場に設置する移動式中間処理施設のみにより行うものを除く）については、要綱第9条に基づき管轄市町村長と協議を行うものとする。

イ 要綱第7条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号に係る事業計画については、事前調整の終了を事業計画者に通知するものとする。

(7) 所長は、前号アに係る事業計画について、管轄市町村長との協議の結果、当該事業計画に係る措置が必要と認めるときは、事業計画者に文書により指導等を行うことができるものとする。

(8) 事業計画者は、前号に基づく指導等に対する措置状況等の報告を文書をもって所長に行うものとする。なお、所長は、報告を受けたときは、管轄市町村長に当該報告の写しを送付するものとする。

(9) 所長は、第6号アに係る事業計画について必要があると認めるときは、管轄市町村長へ再度の協議を行うことができる。なお、この場合にあつては、前2号の規定を準用する。

(10) 所長は、第6号アに係る事業計画について、管轄市町村長との協議が終了したと認めるときは、事前調整の終了を事業計画者に通知するものとする。

(11) 事業計画者は、第4号又は第7号（第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導等を受けた日から3月を経過してもなお当該指導等に対する改善策の提示等ができないときは、指導等を受けた日から3月ごとに事前協議の継続の意思の有無及び当該指導等に対する対応状況を文書により所長に報告するものとする。

(12) 所長は、次のいずれかに該当するときは事前調整を中断することができる。なお、事前調整を中断したときは、当該事業計画者に中断の事実及び理由を文書により通知するとともに、既に提出を受けている事業予定計画書等を返却するものとする。

ア 事業計画者が正当な理由がなく第11号に基づく報告を1年（所長が第4号若しくは第7号（第9号において準用する場合を含む。）に基づく指導等を行った日又は第11号に基づき事業計画者から所長が最終の報告を受けた日を起算日とする。）を超えて遅滞させたとき。

イ 第3号の審査等において、当該事業計画が実現困難な状況にあると認められたとき。

(13) 所長は、第4号又は第7号（第9号において準用する場合を含む。）に基づく指導等を行った日（最終の指導等を行った日を起算日とする。）から3年を経過してもなお当該指導等に対する改善策の提示等が事業計画者からないとき又は当該指導等に対する措置が履行不可能と判断したときは、当該事業計画者に事業予定計画書等の取下げを勧告することができる。

(14) 所長は、第12号に基づき事前調整の中断があつたとき又は前号に基づく勧告を受けて事業計画者が事業予定計画書等を取り下げたときは、その事実を関係法令を所管する所属及び管轄市町村長に通知するものとする。

（周辺住民に対する周知等）

第5条 要綱第8条の規定に基づく周知等は、次により行うものとする。

(1) 要綱第7条第1項第5号に係るものにあつては、その変更の内容が第3条第3項イに該当するものに限り、第6号イに該当するものにあつては、変更後の能力の増加を伴うものに限る。

- (2) 周知等は、次の左欄に掲げる区分に応じ、中欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる方法により行うものとする。

事業計画の用に供する土地に隣接する土地	ア 所有者（法人格をもつ者の所有に係るものにあつては、当該法人を代表する者をいう。） イ 居住者で世帯を代表する者 ウ 事業を営む者で当該事業を代表するもの	同意書の取得
対象の処理施設等の周辺の生活環境に及ぼす影響を考慮し、事業計画者が定めた区域（以下「説明区域」という。）	ア 説明区域内の居住者 イ 説明区域内で事業を営む者で当該事業を代表するもの	説明会の開催

- (3) 事業計画者は、前号に係る同意書の取得に当たっては、同意書取得の対象となる者（以下「同意対象者」という。）に対し、当該事業計画の概要及び周辺地域の状況等を記載した文書をもって適切な説明を行うものとする。
- (4) 事業計画者は、同意対象者から当該事業計画に対する意見が提起されたときは、当該意見及びその対応等の記録を作成し、所長に報告するとともに、同意対象者の求めに応じ、当該記録の縦覧の機会を与えるものとする。
- (5) 第2号に係る同意書の取得に当たって、所有者又は居住者で世帯を代表する者若しくは事業を営む者で当該事業を代表するもののいずれか相互を同一の人格の立場で兼ねる者にあつては、いずれか一つに係る同意書の取得をもって足りるものとする。また、同意対象者に対しては説明会への参加要請を省略することができる。
- (6) 事業計画者は、第2号に定める説明会の開催を行おうとするときは、次に掲げる事項に適合する周知計画書（様式第3号）を作成し、事前に所長に届け出るものとする。
- ア 説明区域は、原則として自治会及び町内会等を単位とした合理的な範囲であること。
- イ 説明会の開催場所は、被説明者の利便を十分考慮した合理的な場所であること。
- ウ 説明会の開催に当たっては、当該説明会に先立つ適切な期間内に、開催の日時及び場所並びに当該計画の概要及び周辺地域の状況等を記載した印刷物を対象者に配布するとともに、説明区域内の複数の箇所に説明会の開催に係る掲示を行うなど、事前の周知に十分留意するものであること。
- エ 説明会では、被説明者に対する当該事業計画の概要、周辺地域の状況及び当該事業計画が要綱第7条第1項第4号又は第5号に係るものにあつては、原則として生活環境影響調査の結果の概要等を記載した文書を配布するとともに、説明及び質疑の時間を十分確保するものであること。
- (7) 所長は、周知計画書を審査の結果、適切なものと認めるときは、その旨を事業計画者に通知するとともに、当該周知計画書の写しを管轄市町村長に送付するものとする。なお、事業計画者は所長から当該通知を受けた後、周知等を実施するものとする。
- (8) 所長は、周知計画書を審査の結果、周知範囲及び説明会の開催方法等が妥当性を欠くと判断したときは、事業計画者に当該周知計画の変更等の指導を行うことができる。
- (9) 事業計画者は、説明会を開催したときは、当該説明会の記録並びに被説明者から提起された事業計画に対する意見及びその対応等の記録を併せた議事録（以下「説明会開催経過書」という。）を作成するとともに、説明会開催経過書を添付した周知結果報告書（様式第4号）により、速やかに所長に報告するものとする。
- (10) 事業計画者は、説明会開催経過書を作成したときは、被説明者の求めに応じ、当該説明会開催経過書の縦覧の機会を与えるものとする。
- (11) 所長は、第9号の周知結果報告書等を受理したときは、その写しを管轄市町村長に送付するものとする。
- (12) 所長は、第2号中右欄に規定する方法のうち説明会の開催については、同規定にかかわらず次の各号いずれかに該当すると判断したとき、他の説明方法をもって説明会の開催に代えさせるこ

とができる。この場合において、第6号から第11号の規定は準用するものとする。

ア 他の説明方法が、第2号中欄に掲げる者に対し、説明会開催に代わる合理的手段として理解を促進するとき。

イ 現有の処理施設等の変更であり、当該施設の変更後の性能が明らかに周辺環境を向上させるものであるとき。

(13) 事業計画者は、第4号又は第9号の意見に対する対応を行うときは、その妥当性を総合的に判断し、合理性ある意見については、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(市町村長との協議)

第6条 要綱第9条の規定に基づく市町村長への協議は、次により行うものとする。

(1) 市町村長への協議は、産業廃棄物処理施設設置等協議書(様式第5号)により行うものとする。

(2) 市町村長への協議は、原則として次の事項について行うものとする。

ア 当該市町村が所管する法令及びこれらに基づく指導事項

イ 当該市町村が所管する条例及び規則並びにこれらに基づく指導事項

ウ 当該市町村の策定した総合計画等に基づく指導事項

エ 当該市町村の公表した規程等に基づく指導事項

(3) 第1号の協議に係る回答期限は、原則として40日以内に設定するものとする。

(4) 追加協議に当たっては、前3号の規定を準用するものとする。

(添付書類等)

第7条 要綱第10条の規定に基づき処分業の許可又は事業範囲の変更許可の申請書に添付を要する書類のうち、別表に掲げる添付書類の様式については、当該処分業の区分に応じ規定したところによるものとする。

2 事業計画者は、要綱第9条並びに第3条第3号、第4条第8号及び第9号並びに第5条第7号及び第11号に掲げる手続きに必要な範囲内で所長が必要と認める部数の書類の提出するものとする。

(審査)

第8条 所長は、要綱第11条第3項に基づく審査(要綱第3条第1項第2号に係るものを除く。)を終了したときは、審査結果報告書(様式第18号)を作成するものとし、同条第4項に規定する環境部長への申請書の進達に際しては、当該審査結果報告書を添付するものとする。

(許可指令書)

第9条 要綱第12条に基づく許可指令書は、許可証の区分に応じた許可指令書(様式第19号の1から14まで)を交付するものとする。

(処理施設等の設置)

第10条 要綱第16条に規定するもののほか、要綱第7条第1項第6号の事業計画に係る処理施設等の設置については、事業計画者は第4条第6号イに規定する所長からの通知を受けた後、当該施設の工事に着手するものとする。

2 事業計画者は、要綱第16条の通知を受けた日から6月を経過しても工事に着手しないときは、通知を受けた日から6月ごとに工事に着手しない理由と今後の見込みについて文書により所長に報告するものとする。

3 所長は、前項の報告を受けたときは、その都度、当該報告の内容について検討を加え、当該事業計画の実施の見込みがないと判断したときは、不許可処分等の実施について検討するものとする。

4 所長は、要綱第16条の通知をした日から5年を経過したとき(前項に該当する場合を除く。)は、必要に応じて、前項と同様の措置を講ずるものとする。

(技術検討会)

第11条 要綱第20条の規定に基づく神奈川県廃棄物処理施設技術検討会(以下「技術検討会」という。)への付託は、次により行うものとする。

(1) 所長は、あらかじめ検討を依頼する事項の概要を取りまとめ、環境部長と協議するものとする。

(2) 環境部長は、前号に基づく協議の結果、検討を要すると認めたものを技術検討会に付託するものとする。

- (3) 環境部長への付託依頼は、廃棄物処理施設技術検討会付託依頼書（様式第 20 号）により行うものとする。
- (4) 所長は、所属職員をもって、技術検討会での説明を行わせるものとする。
- (5) 環境部長は、技術検討会の議事録を作成するものとし、その写しを関係所長に送付するものとする。

（最終処分場届出台帳）

第 12 条 要綱第 21 条の最終処分場の台帳の様式は、最終処分場届出台帳（様式第 21 号）とする。

（調整経過の記録等）

第 13 条 所長は、要綱第 7 条第 1 項各号に係るものの事前相談又は事前調整若しくは処理業の許可又は処理施設の設置許可の申請手続を受けたときは、案件ごとに産業廃棄物処理業許可等調整経過票（様式第 22 号）（以下「調整経過票」という。）を作成し、当該案件に係る進行管理を行うものとする。なお、事前相談に引き続き事前調整若しくは処理業の許可又は処理施設の設置許可の申請手続を受けた案件にあつては、同一の調整経過票を用いるものとする。

- 2 所長は、許可手続等が終了したもの（第 4 条第 12 号に基づく中断又は同条第 13 号に基づく取下げを含む。）に係る調整経過票を終了日の属する年度の終了する日の翌日から 5 年間保存するものとする。

（工事現場に設置する移動式中間処理施設に係る産業廃棄物処分業の許可事務等における読み替え）
第 13 条の 2 工事現場に設置する移動式中間処理施設のみにより事業を行う処理業者に係る事務においては、第 3 条、第 4 条、第 8 条、第 10 条及び第 13 条中の「所長」は「環境部長又は所長（以下「環境部長等」という。）と読み替えるものとする。

（工事現場に設置する移動式中間処理施設の稼働に係る環境部長等への報告等）

第 13 条の 3 要綱第 19 条の 2 第 7 項に基づく報告は、「施設稼働予定報告書（様式第 23 号）」を当該処理業者に係る事務を所管する環境部長等に提出して行うものとする。

- 2 当該処理業者に係る事務を所管する環境部長等は、前項に基づく報告において施設稼働場所が別の所長が管轄する地域内である場合には、当該所長に対して報告内容の写しを送付するものとする。

- 3 前 2 項に基づき、当該処理業者に係る事務を所管する環境部長等及び施設稼働場所の地域を管轄する所長は、原則として施設の稼働状況等を実地で確認するものとする。

（その他）

第 14 条 この要領の実施に当たり定めのない事項又はこの要領によりがたい特別の事情があるものとして所長が認める事項については、環境部長と所長が別途協議してその取扱いを定めるものとする。

- 2 前項の協議は原則として文書で行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要領は平成 10 年 7 月 17 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この要領の施行の際現に平成 9 年 4 月 1 日施行の産業廃棄物処理業許可等事務取扱要領（以下「旧要領」という。）第 4 条第 1 号に基づき受理されている事業予定計画書等については、必要な補正を行った上でこの要綱に基づく事業予定計画書を受理したものとみなす。

- 2 この要領の施行の前に旧要領第 4 条第 1 号に基づき受理されている事業予定計画書に係る第 3 条第 3 号、第 5 条第 1 号及び同条第 6 号エに係る規定の適用については、知事と所長が別途協議してその取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。ただし、様式第19号の1から14までは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第7条関係）

号	業の区分 添付書類	産業廃棄物処分業	特別管理産業 廃棄物処分業
1	事業計画の概要を記載した書類	・様式第6号の3	・様式第6号の3
2	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面	・様式第13号	・様式第13号
3	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	・様式第14号の2	・様式第14号の2
4	申請者が個人である場合には、資産に関する調書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第15号の2（所得税の白色申告を行う者のみ） ・所得税の青色申告を行っている者については申請直前3年の貸借対照表及び損益計算書 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第15号の2（所得税の白色申告を行う者のみ） ・所得税の青色申告を行っている者については申請直前3年の貸借対照表及び損益計算書
5	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類		・様式第17号

産業廃棄物処理業許可等相談票

提出日 年 月 日

〈記入者〉氏名 _____	事業主体との関係 _____													
〈事業主体〉企業名 _____	代表者 _____													
住所 _____	電話番号 _____													
業種 _____	従業員数 _____	年間売上高 _____												
関連企業 _____														
〈相談区分〉														
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）に係る新規許可申請														
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に係る新規許可申請														
<input type="checkbox"/> 業に係る事業範囲変更許可申請で「事業の区分」の変更														
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の設置許可申請														
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の変更許可申請														
<input type="checkbox"/> 新たに施設の設置（移転を含む。）														
<input type="checkbox"/> 施設の主要な設備の構造又は規模の変更														
<input type="checkbox"/> 施設の更新														
〈業務経歴〉														
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業の実績	有（ 年間）	無												
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業の実績	有（ 年間）	無												
	（場所 _____）													
<input type="checkbox"/> リサイクル等関連事業の実績	有（ 年間）	無												
〈有資格者〉														
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業許可講習会 修了	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物新規許可講習会 修了	<input type="checkbox"/> 技術管理者資格認定講習会 修了												
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">新規</td> <td style="padding: 2px;">更新</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">収集運搬課程</td> <td style="padding: 2px;">処分課程</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受講年月</td> <td style="padding: 2px;">年 月</td> </tr> </table>	新規	更新	収集運搬課程	処分課程	受講年月	年 月	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">新規</td> <td style="padding: 2px;">更新</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">収集運搬課程</td> <td style="padding: 2px;">処分課程</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">受講年月</td> <td style="padding: 2px;">年 月</td> </tr> </table>	新規	更新	収集運搬課程	処分課程	受講年月	年 月	_____ （受講年月 年 月）
新規	更新													
収集運搬課程	処分課程													
受講年月	年 月													
新規	更新													
収集運搬課程	処分課程													
受講年月	年 月													
〈計画内容〉														
◎ 事業の内容														
◎ 事業の予定区域														
1 所在地： _____														
2 面積： _____														
3 土地の地目： _____														
4 土地権利関係 <input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）														
5 用地選定理由 <input type="checkbox"/> 既存の処理施設設置場所 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）														

◎ 土地利用の区分

市街化区域

- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- その他
()

市街化区域外

- 市街化調整区域
- 未線引区域
- その他
()

周辺の土地利用状況

- 住宅地
- 農地
- その他
()

◎ 施設の概要

1 施設種類
(処理能力)

- 焼却施設 ()
- 破碎施設 ()
- 脱水施設 ()
- 中和施設 ()
- その他 ()
- 積替え・保管施設 (敷地面積 m² 保管容量 m³)

3)

【内容】

2 対象廃棄物 産業廃棄物 特別管理産業廃棄物

チェック欄は新たに
取り扱うこととなる
廃棄物に印を付ける

- 燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ
- 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残
- 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラス、コンクリート、陶磁器くず
- 鉱さい がれき類 動物のふん尿 動物の死体 ばいじん
- その他 ()

さ

◎ 事業の概算費用

全体額 _____ 千円 (内訳) 施設経費 _____ 土地取得費 _____

- (注) 1 事業予定地の付近の見取り図を添付すること。
2 事業敷地内の配置図を添付すること。(簡易なもので可)

事業予定計画書

年 月 日

地域県政総合センター 所長 殿
神奈川県環境農政局環境部長 殿

事業計画者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電 話

産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領第4条に基づき、事業予定計画書及び附属書類を提出いたします。

事業計画名

附属書類一覧

項 目	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集運搬業(積・保)	処 分 業(中間処理)	収集運搬業(積・保)	処 分 業(中間処理)
事業計画書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める様式を用いる)	注1、 <u>3</u>		注1	
事業計画書(様式第6号の3)		○		○
定款又は寄付行為(法人の場合)	○	○	○	○
施設、土地の所有権又は使用権原を証する書類	○	○	○	○
付近の見取り図 ① 地域県政総合センターから申請地までの案内図(<u>注3</u>) ② 申請地周辺の状況図(自治会範囲の記載) ③ 詳細図(敷地境界から200m程度の周辺状況及び搬入路の経路・幅員、通学路等を記載)	○	○	○	○
資金計画書(様式第14号の2)(法人の場合)	注1	○	注1	○
資産調書(様式第15号の2)(個人の場合)	注1	○	注1	○
事業予定計画書提出の直前3年の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額・納付済額を証する書類(法人の場合)	○	○	○	○
事業予定計画書提出の直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(個人の場合)	○	○	○	○
講習会修了証の写し又は受講計画	○	○	○	○
特別管理産業廃棄物の性状分析設備(様式第17号)				○
特別管理産業廃棄物の性状分析を行う資格を有することを証する書類又は当該者の設置計画				○
既に取得している産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○	○	○
関係法令に係る手続状況の説明資料及び許可証の写し	○	○	○	○
積替保管計画書	注1		注1	
中間処分計画書(様式第8号)		○		○
車庫の案内図(<u>注3</u>)	注1		注1	
施設の全体配置図	注1	○	注1	○
処理工程図		○		○
施設の平面図、立面図、断面図、構造図	注1	○	注1	○
設計計算書		○		○
機器仕様書		○		○
運転管理体制に関する説明資料		○		○
運転マニュアル		○		○
維持管理マニュアル		○		○
生活環境影響調査 (注2)	実施計画書(調査実施前)			
	実施結果書(調査実施後)	○		○
地域県政総合センター所長が指示した書類	○	○	○	○

注1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第6号の2により作成する。

2) 施設設置許可及び施設変更許可の場合にのみ添付する。

3) 許可申請時は提出を省略できる。

周 知 計 画 書

年 月 日

地域県政総合センター所長 殿

住 所
法人名
代表者

産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領に基づき、次のとおり提出します。

施設の設置場所		
周知を図る地域		
説明会 の 開 催 に 関 す る 事 項	開催予定の日時	年 月 日 時から 時まで
	開催予定の場所	会場名称 所在地
	会場の入場可能人員	
	開催の周知方法	
	事業計画者側の説明会 における責任者及び出席 予定者	
説明会以外の事業計画を周知する方法		
協議経過書の周知住民への縦覧方法		
連絡先	部署名 担当者名	電話番号

- ① 周知を図る地域選定の理由を、別添に任意の様式で具体的に記入し提出すること。
- ② 周知を図る地域の範囲が分かる見取り図を添付すること。
- ③ 周知に係る配付資料等の関係資料を添付すること。

周知結果報告書

年 月 日

地域県政総合センター所長 殿

住 所
法人名
代表者

産業廃棄物処理業許可等事務処理取扱要領に基づき、次のとおり提出します。

施設の設置場所		
説明会 の 開催 に 関 する 事 項	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	会場名称 所在地
	説明会の参加人員	
	事業計画者側の出席者	
	説明会の経過及び概要	
連絡先	部 署 名 担当者名 電話番号	

- ① 説明会において配布した説明資料等を添付すること。
- ② 説明会において住民等から出された意見に対する措置について、任意の様式により説明会資料を添付すること。

第 号
年 月 日

殿

地域県政総合センター所長

産業廃棄物処理施設の設置等に係る意見について（協議）

このことについて、別添のとおり事業予定計画書が提出されましたので、昭和47年2月29日付け「神奈川県並びに県下市・町・村間における『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の取扱いに関する協議事項」に基づき、次のとおり貴市（町・村）の意見を求めます。

なお、本件に対する回答は、年 月 日までに提出されるようお願いいたします。

1 事業計画名

2 照会事項

- (1) 貴市（町・村）が所管する法令に係る事項
- (2) 貴市（町・村）が所管する条例、規則に係る事項
- (3) 貴市（町・村）が策定した総合計画等に係る事項
- (4) 貴市（町・村）の公表した規程等に係る事項

（問い合わせ先は、環境部 ）

様式第6号の1 削除

様式第6号の2 削除

事業計画書

1 事業概要

事業計画者等	氏名 〔法人にあつては 名称及び代表者〕			
	所在地	郵便番号 住所	電話番号	
	会社等の沿革			
		従業員数 人	資本金	千円
	事業計画に係る 背景説明			
計 画 内 容	事業の区分			
	取り扱う廃棄物の 種類			
	施設の種類・処理 能力及び数量 〔最終処分場にあつ ては、埋立面積、 埋立地容量、覆土 容量、埋立物容量〕			
	営業時間（施設稼 働時間）			
	処分後の産業廃棄物 の処理方法（産業廃棄物 の種類ごとの最終処分が終了 するまでの一連の処理の行程）			
	施 設 の 設 置 場 所	設置場所		事業敷地の全体面積
用途地域及び地 目				
土地所有の区分		①自己所有	m ²	②借地

計 画 内 容	施 設 の 設 置 場 所	計画地及び周辺 地域の状況				
		搬入路の状況				
	資金計画	総額	千円	自己資金	千	借入金
関 係 法 令		<p>（ 手続状況の記入及び 許可証、届出書、申 請書等の写しを添付 する。 記入しきれない場合 は、別紙一覧表にま とめること。 ）</p>				
周辺住民等の合意形成 に係る状況						

2 取引予定

排出事業者 所在地	廃棄物の種類 量/月 (t 又は m ³)	収集運搬業者 (許可番号) 所在地

(注) 具体的なものがないときは、計画見込みの概要を記入すること。

3 従業員

- (1) 産業廃棄物処理業務に係る従業員数 人
 (2) 産業廃棄物処理業務に係る責任者（下表に担当役員及び現場責任者を記載）

氏名	役職名	雇用年月日

4 講習会等の受講状況

実施主体		受講年度	氏名	役職名
(財)日本産業 廃棄物処理振 興センター	1 産業廃棄物処理業 新規許可 (収集運搬課程)			
	2 同 (処分課程)			
	3 特別管理産業廃棄物新規許可 (収集運搬課程)			
	4 同 (処分課程)			
	5 更新許可講習会			
(財)日本環境 衛生センター	6 産業廃棄物処理施設技術管理者認定講習 会			
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の資格 〔 資格内容 〕				

5 他自治体の産業廃棄物処理業に係る許可状況

許可の区分	許可年月日	許可番号	許可を取得している自治体名
産業廃棄物収集運搬業 □産廃 □特管 □積・保			
産業廃棄物処分業 □産廃 □特管 □中間 □最終 〔 「最終」にチェックした場合 〕 □安定 □管理 □遮断			

様式第7号 削除

中間処分計画書

1 処理施設の種類の種類、能力及び方式等

施設の種類の種類	処理の方式（型式等）	処理能力（t又はm ³ /日）	設置数	処理対象の廃棄物

処理工程図	* 別途フロー図を添付すること。
-------	------------------

2 処理施設の位置、構造、維持管理に係る事項

処理に伴い生ずる排ガス・排水に関する事項	排ガス	量	
		処理方法	
		排出の方法	
	排 水	量	
		処理方法	
		排出の方法	
		* 排出口の位置及び排出先を明らかにした図面を添付	
		* 排出口の位置及び排出先を明らかにした図面を添付	

生活環境への負荷に係る事項	項目	設計計算上達成することができる数値	周辺地域の生活環境保全のため達成することとした数値	施設稼働後の測定頻度	
	大気汚染評価物質				
	悪臭評価物質				
	水質汚濁評価物質				
	騒音				
	振動				

* 記載スペースが足りない場合は、別紙に同形式の表を添付すること。

残 さ 物 の 処 分 方 法	残さ物	処 分 方 法	処分予定地

3 廃棄物の搬出入に関する事項

搬出入時間	搬入時間
	搬出時間
搬出入方法	

4 保管施設の概要

(1) 受入廃棄物の保管施設

対象廃棄物						
施設構造						
保管面積						
最大保管量						
保管期間						

(2) 処理後の廃棄物の保管施設

対象廃棄物						
施設構造						
保管面積						
最大保管量						
保管期間						

5 環境保全等対策

〈 共通項目 〉

項 目	
構造耐力上の措置 〔自重、積載等荷重〕 〔地震力、温度応力〕	
施設等の腐食防止策	
廃棄物の飛散防止策	
廃棄物の流出防止策	
廃棄物の地下浸透防止策	

項 目		計 画 内 容
悪臭防止策		
騒音の防止策		
振動の防止策		
排水 処理 対策	廃棄物処理の排水対策	
	雨水対策	
	生活排水対策	
粉じん対策		
電気設備		
水道設備		
消火設備		
管理棟		

項 目	計 画 内 容
洗車場	
台貫	
保安装置	
門、柵、塀等	
敷地の緑化	
その他の付帯設備	

(注) 施設の種類ごとの個別項目については、次の様式によること。

- ① 焼却施設 … 別記様式 1
- ② 脱水施設 … 別記様式 2
- ③ 破碎施設 … 別記様式 3
- ④ その他の施設… 別記様式 4

【別記様式1】

〈 焼却施設 〉

項 目		計 画 内 容		
焼却炉の型式				
廃棄物の投入方法				
稼働時間・日数		1日当たり稼働時間 時	年 間 稼 働 日 数 日	
構 造 等	定量供給装置			
	燃焼室			
	助燃装置			
	空気供給設備			
	燃焼ガス温度測定 装置			
	集じん器に流入す る燃焼ガスの冷却 設備			
	集じん器に流入す る燃焼ガスの温度 測定設備			
	排ガス中のCO濃 度測定装置			
	排ガス処理設備			
	ばいじん、焼却灰 出し設備、貯留設 備			
その他付帯設備 〔 廃油流出防止 施設床面等 〕				
炉 温	主要燃焼室の出口	°C	再燃焼室の出口	°C
集じん器に流入する燃焼ガスの温度				°C

【別記様式2】

〈 脱水施設 〉

項 目		計 画 内 容	
脱水方式			
稼働時間・日数		1日当たり稼働時間 時	年間稼働日数 日
構 造 等	脱水施設の構造		
	濃縮・調質等の 前処理施設		
	施設の設置床面		
	その他		

* 排水処理施設については、共通項目欄に記載すること。

【別記様式3】

〈 破碎施設 〉

項 目		計 画 内 容	
破碎方式			
稼働時間・日数		1日当たり稼働時間 時	年間稼働日数 日
構 造 等	暴発対策		
	非常停止機器等		
	その他		

* 粉じん・騒音・振動対策については、共通項目欄に記載すること。

【別記様式 4】

〈 その他施設 〉

項 目		計 画 内 容	
処理方式			
稼働時間・日数		1日当たり稼働時間 時 間	年 間 稼 働 日 数 日
構 造 等			

* 当該処理施設において必要な確認事項について、共通項目に該当しないものを記載すること。

《添付資料》

- 1 全体配置図
- 2 処理工程図
- 3 施設の平面図、立面図、断面図、構造図
- 4 設計計算書
- 5 機器仕様書
- 6 運転管理体制に関する説明資料
- 7 運転マニュアル
- 8 維持管理マニュアル

様式第9号 削除

様式第 10 号 削除

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

神奈川県知事 様

申請者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

4 申請事業に係る設備投資等の経費内訳

区 分		金 額		左記のうち毎年の運営経費	
土地取得費	購入 賃貸	千円			千円
施設関係	建 物	購入 賃貸		(減価償却 年 定額 定率)	
整備費	その他	購入 賃貸		(減価償却 年 定額 定率)	
設備関係		購入 賃貸		(減価償却 年 定額 定率)	
整備費		購入 賃貸		(減価償却 年 定額 定率)	
		購入 賃貸		(減価償却 年 定額 定率)	
その他経費					
計				計	

5 申請事業に係る収支見通し

〈 経 年 別 〉

項 目		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
収 益	売上高	千円	千円	千円	千円	千円	
	内 訳						
	その他収益						
	内 訳						
	計 (A)						
	支 出	運営経費					
		内 訳	地代、家賃				
減価償却費							
人件費							
メンテナンス経費							
その他経費							
内 訳							
計 (B)							
収支差額 (A-B)							

〈上記各年度のうち、平年化された年度の収支積算根拠〉

(年度分)

項 目		金 額	積 算 根 拠
収 益	売上高	千円	
	内 訳		
	その他収益		
	内 訳		
	計 (A)		
	支 出	運営経費	
内 訳		地代、家賃	
		減価償却費	
		人件費	
		メンテナンス経費	
内 訳			
その他経費			
内 訳			
計 (B)			
収支差額 (A-B)			

6 経営の見通し等（業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎に関する説明）

(注1) 既存の事業者は、別記様式1を添付するとともに、申請の直前3年の決算内容を踏まえた説明を行うこと。

(注2) 新設の事業者は、別記様式2を添付し、当該内容を踏まえた説明を行うこと。

【別記様式1】

〈既存事業を含めた全体の経営状況〉

1 損益状況の推移

項 目	申請直前3年間の決算状況の推移		
	3年前	2年前	1年前
営業損益	千円	千円	千円
経常損益			
当期損益			
損益状況に関する 説明			

(注) 損益がマイナスの場合は、「△・・・千円」と記入する。

2 資産等の状況の推移

項 目		申請直前3年間の各決算期末における資産等の推移		
		3年前	2年前	1年前
資 産	流動資産 (A)	千円	千円	千円
	固定資産、繰延資産 (B)			
負 債 (C)	流動負債 (D)			
	固定負債 (E)			
資 本 (F)	資本金、法定準備金 (G)			
	剰余金又は欠損金 (H)			
流動比率	$(A \div D) \times 100$	%	%	%
固定長期比率	$\{B \div (E+F)\} \times 100$			
総資本対自己資本比率	$\{F \div (C+F)\} \times 100$			

(注) H欄において欠損金の場合は、「△・・・千円」と記入する。

(所得税の白色申告を行っている事業者も、本様式をもって法人等に準じて記載すること。)

【別記様式2】

〈新設法人に係る資産調べ〉

資 産			負 債		
流動資産	現金預金		流動負債	買掛金	
	売掛金			短期借入金(1年以内に返済するもの)	
	有価証券			未払金	
	その他			その他	
	計 (I)			計 (L)	
固定資産	建物		固定負債	長期借入金(1年を超え返済するもの)	
	車輛等設備				
	土地				
	その他			その他	
	計 (J)			計 (M)	
合 計 (K)			合 計 (N)		
差 し 引 き 合 計 (K-N)					
(O)					

《資産等の状況》

流動比率	$(I \div L) \times 100$	%
固定長期比率	$\{J \div (M+O)\} \times 100$	%
総資本対自己資本比率	$\{O \div (N+O)\} \times 100$	%

資 産 調 書

〈申請者が個人である場合の資産に関する調べ〉

（所得税の白色申告を行っている者のみ）

資 産			負 債		
流 動 資 産	現金預金		流 動 負 債	買掛金	
	売掛金			短期借入金（1年以内に返済するもの）	
	有価証券			未払金	
	その他			その他	
	計			計	
固 定 資 産	建物		固 定 負 債	長期借入金（1年を超え返済するもの）	
	車両等設備				
	土地				
	その他			その他	
	計			計	
合 計			合 計		(A)
(B)					
差し引き合計 (B-A)					

特別管理産業廃棄物管理票の管理方法

項 目	内 容
特別管理産業廃棄物 管理票の具体的な管 理方法	
管理票交付者への写 しの送付方法	
運搬を委託された者 への管理票の送付方 法	
管理票の保存方法	
備 考	

特別管理産業廃棄物管理票の管理方法

項 目	内 容
特別管理産業廃棄物管理票の具体的な管理方法	
管理票交付者への写しの送付方法	
処分を委託された者への管理票の送付方法	
管理票の保存方法	
備 考	

審査結果報告書

件名

設置場所及び用途地域	
処理の種類及び処理能力	
取扱品目	

【審査結果】

項 目	審査結果及び意見
申請者の能力	講習会修了
	経理的基礎
	欠格条項
施設の能力	処理施設
	保管施設
	搬入路
施設立地上の適格性	周辺の状況
	社会施設等の有無
関係法令手続の経過	
市町村意見の概要及びその検討内容 〔市町村意見書の写を〕 〔添付〕	
利害関係者の意見の概要及びその検討内容	
専門的意見を有する者の意見の概要及びその検討内容	

【経過】

事 項	年 月 日	特 記 事 項

〈参考事項〉

事前手続における市町村協議の概要及びその対応 (市町村協議の回答書の写を添付)	
周辺住民等への周知等の概要及びその結果	

（産業廃棄物収集運搬業許可指令書）

神奈川県指令 第 号

（住所）
（氏名（法人にあっては、法人の名称
及び代表者の氏名））

年 月 日付けで申請があった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づき、別添の産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり許可します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。

この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

年 月 日

神奈川県知事 （知事氏名）

印

受 領 書

年 月 日付け神奈川県指令 第 号の産業廃棄物収集運搬業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所	
名 称	
受領者氏名	

（産業廃棄物収集運搬業変更許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の2第1項の規定に基づき、 年		
月 日付け神奈川県指令 第 号による許可を、別添の産業廃棄物収集運搬 業許可証に記載のとおり変更して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月日以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代 表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起すること もできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起するこ とができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の産業廃棄物収集運搬業許可指令書及 び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（産業廃棄物収集運搬業更新許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年	月	日
付けで申請があった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づき、 年		
月	日	付け神奈川県指令
第	号	による許可を、別添の産業廃棄物収集運搬 業許可証に記載のとおり更新して許可します。
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代 表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起すること もできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起すること ができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内となります。		
年	月	日
神奈川県知事	(知事氏名)	印

受 領 書		
年	月	日
付け神奈川県指令		
第	号	の産業廃棄物収集運搬業許可指令書及 び許可証を確かに受領しました。
年	月	日
神奈川県知事 殿		
住 所		
名 称		
受領者氏名		

（産業廃棄物処分業許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定に基づき、別添の産業廃棄物処分業許可証に記載のとおり許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の産業廃棄物処分業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（産業廃棄物処分業変更許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年	月	日
付けで申請があった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の2第1項の規定に基づき、		
年	月	日
付け神奈川県指令第号による許可を、別添の産業廃棄物処分業許可証に記載のとおり変更して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年	月	日
神奈川県知事	(知事氏名)	印

受 領 書		
年	月	日
付け神奈川県指令第号の産業廃棄物処分業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。		
年	月	日
神奈川県知事 殿		
住 所		
名 称		
受領者氏名		

（産業廃棄物処分業更新許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年	月	日
付けで申請があった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定に基づき、		
年	月	日
付け神奈川県指令 第 号による許可を、別添の産業廃棄物処分業許可証に記載のとおり更新して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年	月	日
神奈川県知事	(知事氏名)	印

受 領 書		
年	月	日
付け神奈川県指令 第 号の産業廃棄物処分業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。		
年	月	日
神奈川県知事 殿		
住 所		
名 称		
受領者氏名		

（特別管理産業廃棄物収集運搬業許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定に 基づき、別添の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代 表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起すること もできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起するこ とができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の5第1項の規定に 基づき、年 月 日付け神奈川県指令 第 号による許可を、別添の特別 管理産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり変更して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代 表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起すること もできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起するこ とができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった特別管理産業廃棄物収集運搬業については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第1項の規定に 基づき、年 月 日付け神奈川県指令 第 号による許可を、別添の特別 管理産業廃棄物収集運搬業許可証に記載のとおり更新して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代 表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起すること もできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起するこ とができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（特別管理産業廃棄物処分業許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった特別管理産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第6項の規定に基づき、別添の特別管理産業廃棄物処分業許可証に記載のとおり許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の特別管理産業廃棄物処分業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（特別管理産業廃棄物処分業変更許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった特別管理産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の5第1項の規定に基づき、		
年 月 日付け神奈川県 指令 第 号による許可を、別添の特別管理産業廃棄物処分業許可証に記載のとおり変更して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の特別管理産業廃棄物処分業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（特別管理産業廃棄物処分業更新許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった特別管理産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の4第6項の規定に基づき、		
年 月 日付け神奈川県指令 第 号による許可を、別添の特別管理産業廃棄物処分業許可証に記載のとおり更新して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の特別管理産業廃棄物処分業許可指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（産業廃棄物処理施設設置許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった産業廃棄物処理施設の設置については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添の産業廃棄物処理施設設置許可証に記載のとおり許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年 月 日	神奈川県知事	(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の産業廃棄物処理施設設置許可指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

（産業廃棄物処理施設変更許可指令書）

神奈川県指令	第	号
(住所) (氏名（法人にあっては、法人の名称 及び代表者の氏名）)		
年 月 日付けで申請があった産業廃棄物処理施設の変更については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定に基づき、別添の産業廃棄物処理施設変更許可証に記載のとおり変更して許可します。		
なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求することができます。		
この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。		
年 月 日		
神奈川県知事		(知事氏名) 印

受 領 書	
年 月 日付け神奈川県指令 第 号の産業廃棄物処理施設変更許可指令書及び許可証を確かに受領しました。	
年 月 日	
神奈川県知事 殿	
住 所	
名 称	
受領者氏名	

廃棄物処理施設技術検討会付託依頼書

年 月 日

環境部長 殿

地域県政総合センター所長

産業廃棄物処理業者が設置（変更）する産業廃棄物処理施設について、次のとおり技術検討会へ付託したく、開催につき検討をお願いします。

事業主体	法人名及び 代表者名	
	住 所	
施設内容	施設種類 及び能力	
	設置場所	
付託理由		
【添付資料】 <ul style="list-style-type: none">○ 事業計画の概要を記載した書類○ 中間処分計画を記載した書類○ 処理工程図、設計計算書、構造計算書、施設関係図面○ 施設付近の状況が分かる地図○ 敷地内の全体配置図○ その他必要とする書類		

最終処分場届出台帳

設置者	氏名又は名称 〔法人にあつては〕 代表者の氏名			
	住所			
管理予定者	氏名			
	住所			
	連絡先	電話		
許可年月日 (届出年月日)	年 月 日	許可番号 (届出受理番号)		
設置場所				
最終処分場の種類				
埋立地	面積			
	埋立の深さ			
	覆土の厚さ			
埋立処分の方法				
埋立処分開始年月日	年 月 日			
埋立処分終了年月日	年 月 日			
添付図面	1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図			

産業廃棄物処理業許可等調整経過票

相談案件			
相談開始	年 月 日	許可申請日	受付 年 月 日
事業予定計画書受理	年 月 日		進達 年 月 日 受理交付 年 月 日
市町村協議	実施 年 月 日 回答 年 月 日	竣工検査完了	
相談案件の廃止	年 月 日 (理由)	許可年月日	許可日 年 月 日 交付日 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可)
相談実施日	応対者名	指 導 概 要	
	(県) (計画者)		

(継 続)

相談実施日	応対者名	指 導 概 要
	(県) (計画者)	

施設稼働予定報告書

年 月 日

地域県政総合センター所長 殿
神奈川県環境農政局環境部長 殿

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

このことについて、施設稼働の予定を以下のとおり報告します

事業計画名 (工事名)	
工事元請業者名	
施設稼働期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施設稼働時間帯	時 分 ~ 時 分
施設稼働場所	
備考	

※ 施設稼働場所の地図を添付してください。